

やまなし減塩宣言プロジェクト 参画の手引き

【令和8年4月版】

山梨県 福祉保健部 健康増進課 健康企画担当

基本理念

県民が食塩のとりすぎを改善し、
健康的な食生活の実践できることを目指します

このプロジェクトは、“無理なく続けられる減塩”をテーマに、
地域の事業者、学術関係者、職能団体、市民団体、そして県民のみなさんとともに、
減塩の取り組みやアイデアを広げ、自然に減塩できる食環境づくりを進めていきます

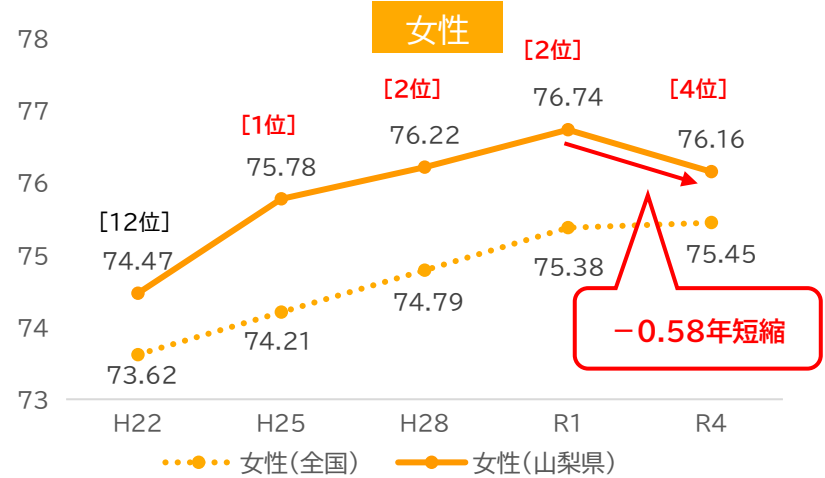
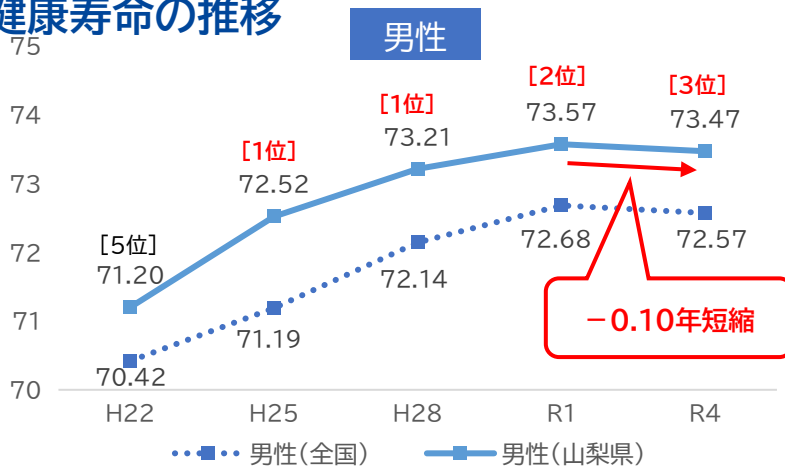
※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品(食材、料理、食事)へのアクセスと
情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことをいいます。

目 次

- 1 山梨県の健康・栄養課題に関する状況
- 2 本プロジェクトの枠組み
- 3 本プロジェクトの活動内容
- 4 本プロジェクトへの参画の概要
- 5 参画事業者のメリット
- 6 参画原則
- 7 「減塩宣言」提出から公表まで
- 8 ロゴマーク活用のルール
- 9 参画申請様式「減塩宣言」の記入方法

1 山梨県の健康・栄養課題に関する状況①

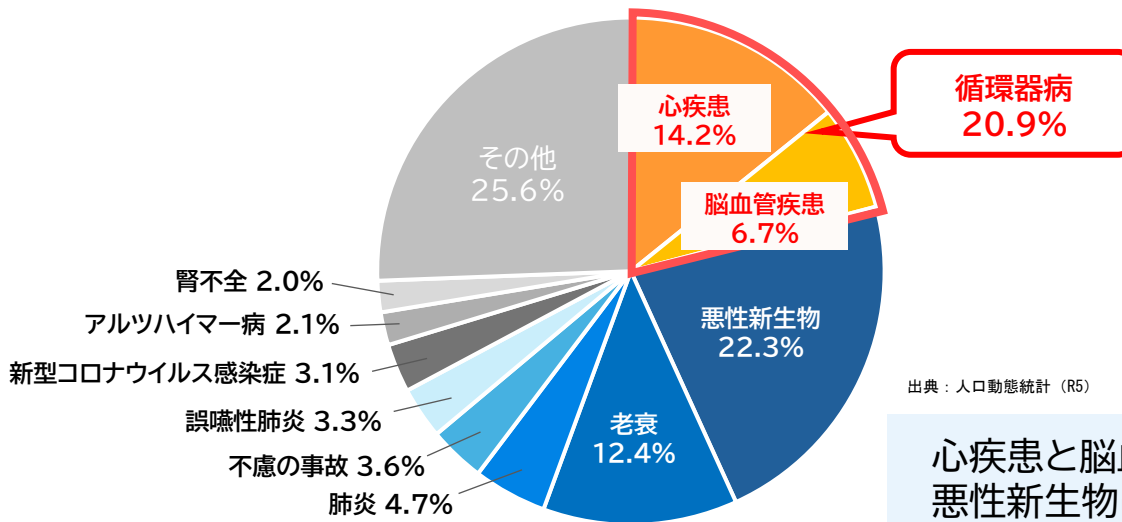
● 健康寿命の推移



出典：国民生活基礎調査

過去4回の調査において、男女ともに全国上位5位以内を維持しているのは山梨県のみです。しかし、令和4年は令和元年と比較して男女ともに短縮しています。

● 死亡総数に対する死亡原因内訳(令和5年)



山梨県の死亡原因

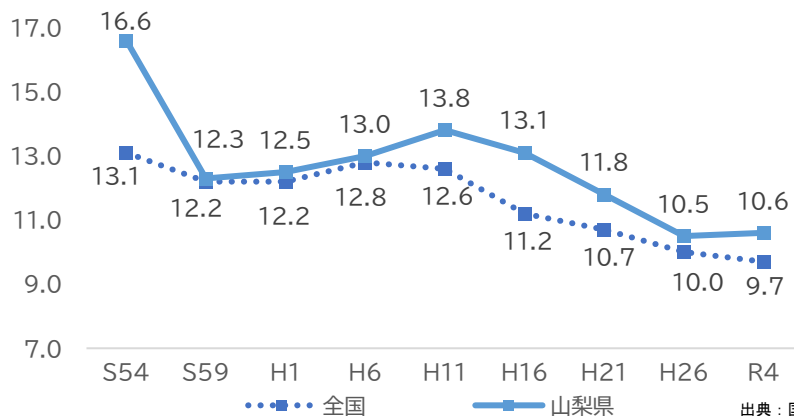
- 1位 悪性新生物(がん)
- 2位 心疾患
- 3位 老衰
- 4位 脳血管疾患

出典：人口動態統計 (R5)

心疾患と脳血管疾患を合わせた循環器病は、悪性新生物に次ぐ死亡原因になっています。

1 山梨県の健康・栄養課題に関する状況②

● 食塩摂取量の推移



出典：国民健康・栄養調査
山梨県県民栄養調査

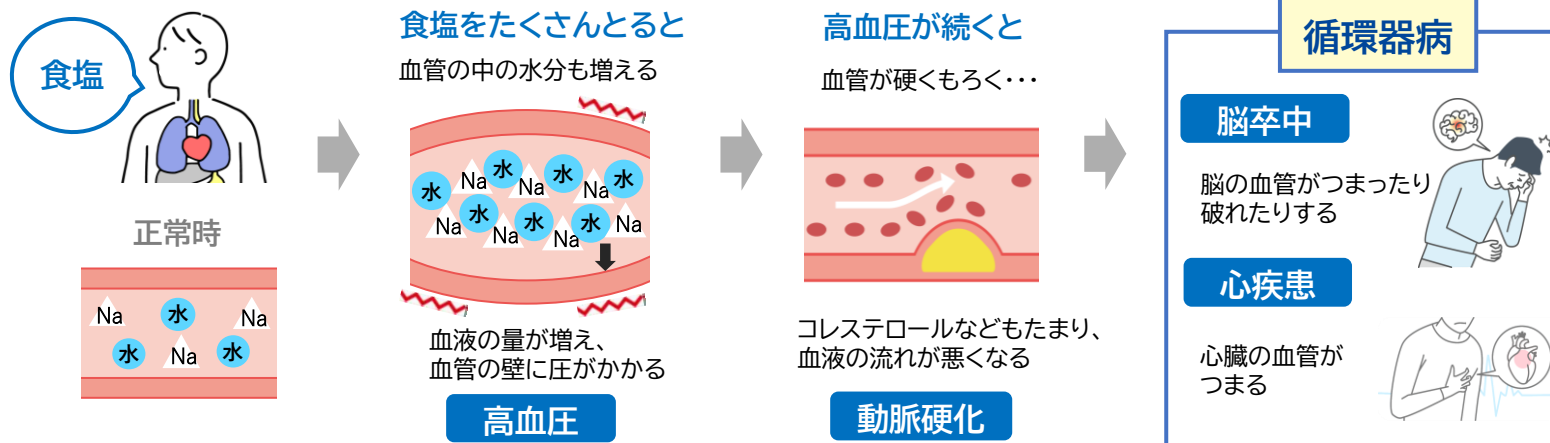
食塩摂取量(R6)

男性 11.7g 全国ワースト1位
女性 9.7g 全国ワースト5位

出典：令和6年国民健康・栄養調査

山梨県の食塩摂取量は全国の中でも多い状況です。

● 食塩のとりすぎによる影響



食塩のとりすぎは、高血圧につながり動脈硬化から循環器病などを招く恐れがあります。

2 プロジェクトの枠組み

県民の健康寿命のさらなる延伸に向け、山梨一の健康課題である食塩のとりすぎを改善するため、産学官が連携し、減塩に取り組みやすい食環境の整備を推進し、減塩の普及及び定着を図ります。

産学官等連携・協働による「減塩」の推進

「食塩のとりすぎ」に関する取り組みの設定・実施・進捗報告 等

産

① 減塩商品
購入機会の
拡大

▼食品流通事業者

- ・消費者の目に留まる陳列の工夫
- ・減塩コーナーの設置
- ・減塩キャンペーンの実施
- ・「やまなししばルトメニュー(お弁当)」の提供

② 減塩商品の開発・提供の促進

▼食品製造事業者

- ・減塩商品の開発や販売
- ・減塩レシピの開発

▼外食事業者

- ・掲示物等を設置
- ・減塩調味料の設置
- ・栄養成分表示の実施
- ・「やまなししばルトメニュー」の提供



▼メディア事業者

- ・県民への健康に関する情報の提供
- ・参画事業者と連携した広報活動の展開
- ・家庭で簡単に減塩できる方法の情報発信

③ 家庭での
減塩実践の
支援

▼事業所

- ・従業員への健康に関する情報の提供
- ・給食の段階的な減塩の実施

④ 働き世代への
減塩実践の
支援

学

▼学術関係者

- ・栄養・食生活に関する地域診断への協力
- ・県民、事業者への情報提供

官

▼行政

- ・栄養・食生活に関する地域診断
- ・仕組みづくり、関係者との調整
- ・県民、事業者への情報提供

▼職能団体・市民団体

- ・消費者の声を元に事業者へアドバイス

3 本プロジェクトの活動内容

- 減塩に取り組む事業者を募集し、参画を希望する事業者には自ら減塩の取り組みを宣言してもらい、参画事業者として登録します。
- 参画事業者同士の連携・協働を促進するとともに、参画事業者の取り組みを山梨県ホームページ等でPRし、県民に周知を図り、事業の拡大を目指します。

■ 運営委員会の開催

本事業の課題等を協議

■ 参画事業者の募集、登録

■ 参画事業者同士の連携・協働を促進

参画事業者の交流、情報交換等の場を創出

■ 効果的な情報発信

山梨県ホームページ等による参画事業者の公表・好事例の紹介

■ 参画事業者の募集、登録

参画を希望する事業者は、「減塩宣言」を提出する。

※実施期間は1年に限らず設定することができる。



「減塩宣言」の例

取り組み内容	実施期間	数値目標
減塩キャンペーンの開催	○年△月～□年○月	△回、□店舗で実施

4 本プロジェクトへの参画の概要

参画の対象

- 食品製造事業者
- 食品流通事業者
- 外食事業者
- メディア事業者
- 事業所、社員食堂
- その他事業者

参画の流れ

- ①山梨県の健康課題や本プロジェクトの活動内容等、本手引きの内容を理解する。
- ② 参画原則に同意し、参画を希望する場合、「減塩宣言」を提出する。※1
- ③ 「減塩宣言」達成に向けた取り組みを行う。取り組みを行う際には、山梨県から交付される本プロジェクトのロゴマークを使用する。
- ④ 取り組み結果を毎年報告する。
- ⑤ 他事業者等との取り組みの共有・情報交換を行う全体会に参加し、より効果的な取り組みを実行していく。
 - 「減塩宣言」は随時受付ます。
 - ※1 山梨県は「減塩宣言」をとりまとめ、山梨県ホームページ等で情報発信します。
 - 公表した「減塩宣言」は、事業の進捗状況を踏まえて更新可能ですので御相談ください。

5 参画事業者のメリット

1. 山梨県と共に取り組む事業者として、本プロジェクトへの参画を標榜でき、事業者のイメージ向上につながります。
2. 減塩を通じた県民の健康づくりに取り組む事業者として、山梨県ホームページ等で対外的にPRします。
3. 事業者、学術関係者、職能団体、市民社会団体、行政等の関係者との情報交換、連携することができます。

6 参画原則

1. 山梨県が進める減塩による健康づくりに賛同し、県民に広く発信すること
2. 「食塩のとりすぎ」を改善する取り組みを「減塩宣言」として設定すること
3. 「減塩宣言」は、ウォッシュ※にならないものとする
※「ウォッシュ」とは、消費者等への訴求効果を狙い、表面的な取り組み、見せかけの取り組みを行うことをいいます。
4. 「減塩宣言」設定後、進捗状況を毎年報告すること
5. 「減塩宣言」が原則公表されることに同意すること
6. 本プロジェクトの取り組みの推進を阻害しない。
7. 反社会的組織・活動に関わりがない。

※「ウォッシュ」の具体的な例

- ・実質的な減塩効果がない商品：チラシやPOPで「減塩」と謳っているが、実際には塩分量が通常商品（減塩に配慮していない商品）とほとんど変わらない商品
- ・消費者への誤解を招く表示：特定の商品だけが塩分控えめ商品であるにも関わらず、全ての商品に該当するように見せかける表示・広告

7 「減塩宣言」提出から公表まで

ステップ1	山梨県ホームページのやまなし減塩宣言プロジェクト参画事業者募集のページから、やまなし減塩宣言プロジェクト参画の手引き(本手引)を確認します。	
ステップ2	「減塩宣言」を、本手引きや記入例を参照しながら記入します。	
ステップ3	「減塩宣言」をメールで送付します。(送付先は下記に記載のとおり) ※申請・記載内容で不明な点等がありましたら、まずはメールでお問い合わせください。 ※「減塩宣言」が山梨県に受理されると、山梨県から受領確認のメールを送ります。	
山梨県 確認	「減塩宣言」に記載内容に漏れがないかなど、山梨県が確認します。	時期目安 1か月程度
公表前 調整	「減塩宣言」を公表するに当たり、山梨県から公表内容と公表時期を連絡し、ロゴマークを交付します。	時期目安 2週間程度
登録 公表	「減塩宣言」を山梨県ホームページに公表します。	時期目安 2週間程度

【問合せ先・減塩宣言送付先】山梨県 福祉保健部 健康増進課 健康企画担当
Mail : kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp TEL : 055-223-1493

8 ロゴマークの活用ルール

【ロゴマーク】



- 本プロジェクトへの参画を対外的に示すため、原則としてロゴマークを使用してください。
- 使用する場所に合わせたサイズに印刷し、指定されたデザインのまま使用してください。
- ロゴマークの使用方法は次のとおりです。
 - ✓ 事業所の入口等、公衆の見やすい場所に掲示する。
 - ✓ 減塩商品の売場、イベント会場等、取り組みを実施する場所に掲示する。
 - ✓ ただし、食品又は食品パッケージ等に使用する場合※は、減塩宣言提出時に食品表示を添付のうえ、事前に山梨県福祉保健部健康増進課に相談する。

※ロゴマークに「減塩」の文字が含まれるため、食品又は食品パッケージ等に使用する場合は、食品表示法における栄養強調表示に該当するので、取扱いには十分ご注意ください。なお、栄養成分表示に関する詳細については、以下の資料をご参照ください。

【参考資料】

消費者庁「（事業者の方向け）栄養成分表示を表示される方へ」

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/business/

9 参画申請様式「減塩宣言」の記入方法①

(様式1号)

【やまなし減塩宣言プロジェクト参画申請様式】

減塩宣言

事業者に関する事項		
No.	項目	記入欄
1	事業者の業種を選択してください。	<input type="checkbox"/> 食品製造 <input type="checkbox"/> 食品流通 <input type="checkbox"/> 外食 <input type="checkbox"/> メディア <input type="checkbox"/> その他
	「その他」を選択した場合は業種を記入してください。	
2	事業者名 (フリガナ)	
	(正式名称)	
3	所在地 (郵便番号)	
	(住所)	
4	ホームページURL (記載は任意)	
5	代表者名	
6	担当者の情報 (氏名)	
	(部署名)	
	(役職)	
	(メールアドレス)	
	(電話番号)	
	(FAX番号)	

※赤枠内の内容を、山梨県ホームページで公開します。

いづれかにチェックしてください。
「その他」を選択した場合は、業種を具体的に記入をお願いします。

山梨県ホームページに掲載することに同意する場合は、貴社のホームページのURLを記載してください。

本プロジェクトに関する御連絡、御案内をさせていただく連絡先となりますので、平日の日中に連絡可能な連絡先としてください。

9 参画申請様式「減塩宣言」の記入方法②

取り組みに関する事項					
No.	項目	記入欄			
1	取り組み内容				
	取り組みに☑を記入してください。		具体的な内容	実施期間	数値目標
	商品開発	<input type="checkbox"/> 減塩商品の開発			
		<input type="checkbox"/> 通常商品の減塩化			
		<input type="checkbox"/> その他			
	メニュー開発	<input type="checkbox"/> 減塩メニュー登録、販売			
		<input type="checkbox"/> その他			
	商品販売	<input type="checkbox"/> 減塩商品の陳列			
		<input type="checkbox"/> 減塩コーナーの設置			
		<input type="checkbox"/> その他			
イベント開催	<input type="checkbox"/> 減塩キャンペーンの開催				
	<input type="checkbox"/> その他				
情報発信	<input type="checkbox"/> チラシ、ポスター等				
	<input type="checkbox"/> ホームページ、X等				
	<input type="checkbox"/> その他				
飲食店の啓発	<input type="checkbox"/> 媒体（掲示物等）設置				
	<input type="checkbox"/> 減塩調味料の設置				
	<input type="checkbox"/> 栄養成分表示の実施				
	<input type="checkbox"/> その他				
その他	<input type="checkbox"/>				
2	PRコメント				

取り組み内容の取り組み項目を選択してチェックを付け、具体的な内容を記載してください。

・実施期間は各事業者の計画等に合わせて柔軟に設定していただけますが、原則1年から3年程度を目安に設定をお願いします。

【取り組みの例】

- ・通常商品の食塩相当量を減らす
- ・減塩商品を開発する
- ・減塩商品の取扱数を増やす
- ・「やまなししぼルトメニュー」を開発して登録し、販売する。
- ・減塩に関するイベントを開催する
- ・減塩の必要性、減塩レシピを普及する

・PRコメントには、事業者のPR、本プロジェクトに期待すること、意気込みなどを記載してください。